

第 25 回沼津市農業委員会総会議事録

1 開催日時	令和 7 年 8 月 12 日（火） 13：30～14：00	
2 開催場所	水道部庁舎 3 階 大会議室	
3 出席委員	農業委員 : 19 名 農地利用最適化推進委員 : 18 名	
農業委員	1 小野 民子	2 沖島 房義
	3 内田 茂隆	4 杉本 俊明
	5 久松 一也	6 原 泰一
	7 元杉 照彦	8 水口 満
	9 白岩 和子	10 大村 温績
	11 川口 修	12 原田 佳和
	13 加藤 久佳	14 相磯 猛
	15 佐野 良一郎（副会長）	16 秋山 清房
	17 鈴木 孝雄（会長）	18 羽切 浩和
	19 武井 徳吉	
農地利用最適化推進委員	20 廣瀬 正一	21 山田 高雄
	22 欠員	23 高田 廣美
	24 鈴木 益之	25 欠員
	26 中村 和明	27 庄司 岩雄
	28 深澤 貞博	29 鈴木 良行
	30 原 敏明	31 大村 幸広
	33 角田 政義	34 川口 洋芳
	35 欠員	36 長濱 秀典
	37 海瀬 好和	38 日吉 祥之
	39 大島 芳夫	41 内田 和秀
4 欠席委員	農地利用最適化推進委員 : 2 名	
農地利用最適化推進委員	32 齋藤 仁	40 山本 比呂志
5 事務局職員	局長 青木 栄一 係長 荻野 雅之、主査 黒木 賢治、主任 紺野 貴子 主事 日吉 菜々子、主事 戸田 海渡	
6 傍聴人	1 名	

7 議事日程	議第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について 議第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可決定について 議第 25 号 非農地証明について 議第 26 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 議第 27 号 農用地利用集積等促進計画について 報第 8 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出に対する受理について（専決） 報第 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出に対する受理について（専決）
8 会議の概要	
事務局長	本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 定刻となりましたので、只今から第 25 回沼津市農業委員会定例総会を開会します。開会にあたりまして、委員定数 19 名中出席委員 19 名で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により定足数に達しておりますので、本会は成立しておりますことをご報告します。 それでは、沼津市農業委員会総会会議規則により、以降の議事進行は鈴木会長をお願いいたします。
議長	皆さん、本日はご苦労様でございます。 議事に入る前に、本日の議事録署名人を議長から指名いたします。本日の議事録署名人は、18 番の羽切 浩和さんと 19 番の武井 徳吉さんをお願いします。 それでは、議事に入ります。 1 ページの、議第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」を、議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	(議第 23 号農地法第 3 条許可・申請番号 15 番から 20 番について説明) (申請番号 18 番は 8 月 8 日付で取り下げ申請があった旨説明)

議長	事務局の説明が終わりました。それでは、申請番号 15 番・19 番について、大岡地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。
大岡地区委員	7 月 31 日に地区委員にて現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。
議長	ありがとうございます。次に、申請番号 16 番・17 番について、愛鷹地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。
愛鷹地区委員	7 月 30 日に地区委員にて現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。
議長	ありがとうございます。申請番号 18 番については取り下げ申請が提出されましたので審議は割愛します。次に、申請番号 20 番について浮島地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。
浮島地区委員	7 月 31 日に地区委員にて現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。
議長	ありがとうございました。ただいまの事務局説明、及び各地区委員からの報告について、ご質疑がありましたら伺います。 (質疑なし)
議長	採決いたします。議第 23 号について、原案のとおり許可してよろしいでしょうか

	(異議なし)
議長	異議なしということで、議第 23 号について、原案どおり許可いたします。 次に 3 ページの、議第 24 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可決定についてについて」を、議題いたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	(議第 24 号農地法第 5 条許可・申請番号 9 番から 11 番について説明)
議長	事務局の説明が終わりました。それでは、申請番号 9 番・10 番について、愛鷹地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。
愛鷹地区委員	7 月 30 日に地区委員にて現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。
議長	ありがとうございます。次に、申請番号 11 番について戸田地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。
戸田地区委員	7 月 31 日に地区委員にて現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。
事務局	ありがとうございました。ただいまの事務局説明、及び各地区委員からの報告について、ご質疑がありましたら伺います。 (質疑なし)

議長	採決いたします。議第 24 号について、原案のとおり許可してよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	異議なしということで、議第 24 号について、原案どおり許可いたします。 次に 4 ページの、議第 25 号「現況証明について」を、議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	(議第 25 号非農地証明・申請番号 3 番・4 番について説明)
議長	事務局の説明が終わりました。それでは、申請番号 3 番から 4 番について、金岡地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。
金岡地区委員	7 月 29 日に地元委員にて現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。
議長	ありがとうございました。ただいまの事務局説明及び金岡地区委員からの報告について、ご質疑がありましたら伺います。 (質疑なし)
議長	採決いたします。議第 25 号について、原案のとおり許可してよろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	異議なしということで、議第 25 号について、原案のとおり許可といたします。 次に、5 ページについての、議第 26 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	(議第 26 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について説明)
議長	事務局からの説明が終わりました。それでは、申請番号 4 番について、金岡地区委員から、現地調査の結果報告をお願いします。
金岡地区委員	7 月 29 日に地元委員にて現地調査をしましたが、許可するのに問題はありませんでした。
議長	ありがとうございます。ただいまの事務局説明、及び金岡地区委員からの報告について、ご質疑がありましたら伺います。 (質疑なし)
議長	採決いたします。議第 26 号について、原案のとおり許可してよろしいでしょうか (異議なし)

議長	異議なしということで、議第 26 号について、原案のとおり許可といたします。 次に、6 ページから 7 ページにかけての、議第 27 号「農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	(議第 27 号農用地利用集積等促進計画について説明)
議長	ただいまの事務局の説明について、ご質疑がありましたらお伺いいたします。 (質疑なし)
議長	採決いたします。議第 27 号について、原案のとおり許可してよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	異議なしということで、議第 27 号について、原案のとおり許可といたします。 次に報告事項に入ります。8 ページの、報第 8 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出に対する受理について」、9 ページから 12 ページにかけての、報第 9 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出に対する受理について」を事務局より一括して報告をお願いします

事務局	(報第 8 号農地法第 4 条届出・申請番号 10 番について説明) (報第 9 号農地法第 5 条届出・申請番号 26 番～38 番・について説明)
議長	ただいまの事務局の報告について、発言のある方は挙手願います。 (質疑なし) 他に発言がないようですので、報第 8 号、9 号について報告があったことご了承願います。 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了しましたので定例総会を閉会いたします。 皆様、ご苦勞様でした。